

平成十三年六月二十二日提出
質問第一〇八号

国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問主意書

提出者 永田 寿康

国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問主意書

1 田中外務大臣は平成十三年六月十三日付で別紙の「要請書」を衆議院外務委員長土肥隆一氏にファックスで送付した。

① この要請は、内閣の一致した方針として行われたものか、見解を明らかにされたい。

② 内閣の一致した方針でない場合、本件要請については、内閣は容認する方針であるのか、見解を明らかにされたい。

③ このような要請は、今後も田中外務大臣又は他の国務大臣から行われる可能性があるのか、見解を明らかにされたい。

2 田中外務大臣は平成十三年六月二十一日、衆議院外務委員長土肥隆一氏に電話で話をし、特定の衆議院外務委員会委員の質問について、その内容や質問時間に関する要請を行った。このような要請は、行政府による立法府の審議権を不当に侵害するものであり、極めて遺憾である。

① この要請は、内閣の一致した方針として行われたものか、見解を明らかにされたい。

② 内閣の一致した方針でない場合、本件要請については、内閣は容認する方針であるのか、見解を明らか

かにされたい。

③ このような要請は、今後も田中外務大臣又は他の国務大臣から行われる可能性があるのか、見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成13年6月14日

送 り 状

件 名： 資 料 送 付 の 件

送付先： 衆議院決算行政監視委員会 委員長 持永 和見 殿 (FAX:03-3592-2692)
衆議院安全保障委員会 委員長 川端 達夫 殿 (FAX:03-3502-5813)
衆議院沖縄北方特別委員会 委員長 大木 浩 殿 (FAX:03-3508-3218)

参議院決算委員会 委員長 谷川 秀善 殿 (FAX:03-5512-2440)
参議院行政監視委員会 委員長 統 訓弘 殿 (FAX:03-3595-1113)
参議院沖縄北方特別委員会 委員長 笠井 亮 殿 (FAX:03-3508-8524)

発信者： 外務省大臣官房総務課 首席事務官 梨 田
FAX：03-3580-2042
TEL：03-3581-2807 (直通)

本 文： 田中大臣の指示により、貴委員会における取材規制に関する要請書を、
別添の通り送付致します。よろしくご査収願います。

(了)

サイズ	A 4	B 4	B 5	
枚 数 (本紙含まず)	2			

2001年(平成13年)6月18日

衆議院事務総長 谷 福 丸 殿
参議院事務総長 堀 川 久 士 殿
衆議院外務委員会
委員長 土 肥 隆 一 殿
参議院外交防衛委員会
委員長 服 部 三男雄 殿
自由民主党
外交部会長 河 本 英 典 殿
参議院自由民主党
外交防衛部会長 服 部 三男雄 殿

東京都港区西新橋二丁目17番2号

シグマ虎ノ門ビル9階

弁護士 竹 田 真 一 郎

電話 5733-4541

FAX. 3433-0650



要 請 書

当職は、外務大臣田中眞紀子氏の依頼に基づき、同氏の代理人として本要請をいたします。

第1 要請の趣旨

院内における田中外務大臣に対する報道機関の過剰な取材行為を規制すべく早急に適切な措置を講じるよう要請する。

第2 要請の理由

- 1 外務大臣就任以降、田中眞紀子氏に対する多数報道機関による昼夜の別のない過剰な取材活動が今日まで続いております。いわゆるパパラッチと称すべき者もあり、それら報道関係者の狙いは、田中氏の公的言動というより、むしろ個人的な一挙一動を写真、ビデオ等の映像に収めることにあります。
- 2 このような状況は衆参両院内においても異ならず、同様の過剰取材が公然と行われていることは誠に遺憾といわざるをえません。

例えば委員会等の場における取材行為をみると、閉会から閉会に至るまでの長

時間にわたり取材陣のカメラは殆ど常に田中眞紀子氏の動きに焦点を当て、同氏が髪に手を触れる、コップの水を飲む、といったその場における議事とは無関係な個人的所作を撮影し続けているというのが実情です。

また、このように常時カメラの砲列に晒されている事態に加え、執拗なブラサガリ取材、顔前でのフラッシュ撮影、更には女性用洗面所での待ち伏せ取材など、昨今の田中氏に対する取材方法は常軌を逸しており、仮りにそれが公共目的によるものであったとしても、これらの行爲は明らかに人権侵害の域に達しております。

- 3 もとより院は議論の場であり、したがってそこにおける取材は議場の目的に副った一定の規制を受けるべきものと考えます。議論そのものの報道を目的とせず、あるいはむしろ田中氏個人の挙動を狙いとする取材陣に囲まれて議事が行われることは異常であり、また田中氏の前述したような所作に応じて一斉にシャッターが切られその音が響きわたる騒場も異常です。これらは議事の円滑な進行を妨げるのみならず、院をあたかも見せ物小屋化し、ただ面白可笑しい題材を提供する場におとしめ、ひいては院の権威を損なうものです。

加えて、上述したような人権侵害ともいふべき取材方法は、仮りにそれが公共の目的から出たとしても、断じて許されるものではありません。

- 4 これまでも田中氏本人から口頭で善処方を申入れてきたところですが、事態改善の動きがみられないため、あらためて文書により本要請をする次第です。

以 上

F A X枚数 2枚